

令和 8 年度 市民カメラマン 実施要項

- 人数 5 人以内
- 資格 市内在住の 18 歳以上で、次の条件を全て満たす方
 - ・ 市が依頼する日に、写真撮影または動画撮影ができる方
 - ・ 自己所有のデジタルカメラ（原則、一眼レフ）またはビデオカメラ（画素数 1920×1080 以上、手ブレ補正機能付きのもの）で撮影ができる方
 - ・ 撮影後、市の指定する方法で撮影データと取材報告書の提出ができる方
- 活動期間
登録日 ～ 令和 9 年 3 月 31 日
※1 人、月に 1～2 回程度。1 回の撮影時間は、通常 2～4 時間以内を想定。
- 活動内容
 - ① 市内で行われる各種イベントを、デジタルカメラまたはビデオカメラ（ドローン含む）で写真・動画撮影と簡易取材
 - ② その他、市の依頼による、デジタルカメラまたはビデオカメラ（ドローン含む）による写真・動画撮影（自然、景観写真等）と簡易取材
- 活動に対する謝礼
年 10,000 円（経費を含む）
※ 年間取材回数が 5 回以上の方
※ 払額は、源泉徴収税額を差し引いた額で、支払時期は、原則 3 月下旬を予定
- 経費等
 - ・ 撮影に関する機材および消耗品、データ媒体は、全て各自で用意
 - ・ 移動等に要する経費も各自負担
- 保険
ボランティア保険へ加入（保険料は市が負担）
- 写真の著作権
市民カメラマンとして撮影した写真・動画にかかる著作権（著作権）は入間市に帰属
※ 撮影した写真・動画の一部を、「広報いるま」、「市公式ホームページ」、「市公式 SNS」、「いるまの魅力フリーフォトアルバム」に掲載するほか、市の発行する印刷物等に

活用します

● 成果品・報告書の提出

① 市民カメラマンとして撮影した写真・動画データの全てを提出

提出方法は、USB、SD カード等の媒体またはオンラインストレージによる（媒体で提出の場合はデータを移動後、返却）

② 取材報告書（およそ 120 字）の提出

③ 撮影日のおおむね翌開庁日の 17 時 15 分までに、上記①、②を秘書広報課に提出

● 登録者・撮影の割り振り

登録は 5 人以内とし、撮影の割り振りは秘書広報課で調整した後、メールにて連絡

【問い合わせ】

入間市 企画部 秘書広報課

電 話 04-2964-1111（内線 3122）

メール ir111000@city.iruma.lg.jp